福岡第4団「育成会会則」施行細則

ボーイスカウト福岡第4団育成会会則施行細則を次のように定める。

- この細則で「加盟員」とはボーイスカウト福岡第4団として日本連盟に加盟登録しているスカウト・指導者をいう。
- この細則で「正会員」とは育成会正会員をいい、「賛助会員」とは育成会賛助会員をいう。
- この細則で「会員」とは育成会正会員と育成会賛助会員をいう。
- この細則で「世帯」とは、住居と生計を共にする単位をいう。

1. 育成会入会申込手順

- 1) 正会員は所定のスカウト入団申込書を団委員会に提出し、団委員会が管理する。
- 2) 賛助会員は所定の育成会賛助会員入会申込書を育成会常任委員会に提出し、育成会常任委員会が管理する。

2. 会員の議決権

- 1) 正会員はスカウトの保護者とするが、議決権は父母のいずれか1人、 又は両親2人で1票とする。
- 2) 賛助会員の議決権は本人に限る1票とする。

3. 加盟登録費用

加盟登録料及びスカウト活動中の事故を補償するために団を通じて加入する保険の保険料(以下加盟登録費用という)の収支は以下の通りとする。

- 1) ビーバースカウト・カブスカウト・ボーイスカウト・ベンチャースカウトの加盟 登録費用は実費を保護者が負担するものとする。
- 2)ローバースカウトの加盟登録費用は実費を保護者または本人が負担するものとする。
- 3) 隊指導者・団指導者の加盟登録費用は実費を本人が負担するものとする。 但し、1世帯に2名以上の指導者を登録する場合は、1世帯の指導者全員の加盟 登録料を半額団が負担する。
- 4) 育成会会長の加盟登録費用は実費を団が負担するものとする。
- 5) 加盟登録費用は毎年1月31日までに団会計に前納するものとする。 ※ 加盟登録費用について、スカウトは実費、指導者はスカウトと同等の金額を 納めることとし、団による立替は行わない。

4. 育成会費及び育成会維持会費

- 1) 育成会費 (18,000円) は原則全額前納とするが、団会計に申し出ることにより分納することかができる。
- 2) 育成会維持会費は、正会員一世帯につき加盟登録費用と同等額を1月31日までに 団会計に納めるものとする。

但し、スカウトの保護者が団の指導者として1月31日までに加盟登録費用を支払った世帯、及びローバースカウトのみが加盟している正会員については、育成会維持費を免除する。

- 5. 日本連盟機関誌「スカウティング誌」購読料の収支
 - 1) スカウティング誌の年間購読料(1,200円)は隊指導者・団委員ともに 書籍費用として団が負担するものとする。但し、主登録がスカウトで指導者を兼任 している加盟員はスカウト誌年間購読の対象外となる。

6. 隊活動費

- 1) ビーバースカウトの隊活動費は月額500円とする。
- 2) カブスカウトの隊活動費は月額500円とする。

- 3) ボーイスカウトの隊活動費は月額500円とする。
- 4) ベンチャースカウトの隊活動費は月額500円とする。
- 5) ローバースカウトの隊活動費は徴収せず、各自実費負担とする。 なお、この活動費については、4. の育成会費と同様、原則全額前納とし、育成会費と 共に収めるものとする。

7. 慶弔費

加盟員の慶弔に関しての儀礼は次のとおりとする。

- 1) スカウト本人、指導者本人が死亡した場合は、花輪一対又は10,000円の香華料を贈呈する。
- 2) 海外派遣の参加は、スカウト・指導者ともに10,000円、県外で開催される 国際活動の参加(招致フォーラムやCJKなど)は、スカウト5.000円 の御祝料を贈呈する。
- 3)世界ジャンボリーの参加は、スカウト・指導者ともに10,000円の御祝料を贈呈する。
- 4) 菊スカウトに進級したボーイスカウトは5,000円相当の記念品を贈呈する。
- 5) 富士スカウトに進級したベンチャースカウトは10,000円相当の記念品を 贈呈する。

8. 制服・記章・団号章の補助

- 1) スカウトの所属連盟章、所在地名章、団号章は初回に限り団が支給する。 帽章等は各隊で定める。
- 2) 「世界スカウト環境バッジ」「菊章」「隼章」「富士章」「信仰奨励章」「富士永久章」の記章代金は、団が負担する。
- 3) 指導者(隊指導者・準指導者)の所属連盟章、所在地名章、団号章は初回に限り 団が支給する。帽章等は本人の申請により初回に限り団が補助する。
- 4) スカウト・隊指導者(デンリーダーを含む)の制服代は自己負担とする。
- 5) 県連役員・地区役員・コミッショナー・トレーナーの記章・帽章等の代金は本人負担とし、団はこれを補助しない。
- 6) ウッドバッジ実修所修了者が授与されるウッドバッジセット(ビーズ・ギルウェルスカーフ・ギルウェルヴォックル)の代金は本人が自己負担した場合でかつ初回に限り団が全額補助する。

9. ネッカチーフの支給

- 1) ビーバースカウトのネッカチーフ代金は1枚目のみ団が補助する。
- 2) カブスカウトのネッカチーフ代金は1枚目のみ団が補助する。
- 3) ボーイスカウトのネッカチーフ代金は1枚目のみ団が支給する。
- 4) 隊指導者・団指導者のネッカチーフは1枚目のみ団が支給する。
- 5) デンリーダーのネッカチーフは1枚目のみ団が補助する。
- 6) 団オリジナルネッカチーフの販売価格は通常サイズ1,000円、 限定特大サイズ1,200円とする。

10. 指導者研修費の補助金

I. 定型訓練

- 1) 加盟員又はスカウトの保護者が導入訓練課程(ボーイスカウト講習会)に参加する場合、参加費は団が全額補助する。但し、交通費・書籍費等は各自負担とする。
- 2) 基礎訓練課程 (ウッドバッジ研修所及び団委員研修所) に入所する場合の参加費は 原則として団が全額補助する。但し、交通費・書籍費等は各自負担とする。

3)上級訓練課程(ウッドバッジ実修所、団委員実修所)の参加費は団が全額補助する。

但し、交通費・書籍費等は各自負担とし、第二教程履修後、所定の期間 (2年) 以内に奉仕実績訓練報告書の提出がなく、第三教程を修了できない場合、参加費 を全額団に返納するものとする。

4) ローバースカウトが福岡市以外で開催される定型訓練に参加する場合は、団委員会の決議により、5,000円を限度とする交通費実費を補助することができる。

但し、その他の交通費・書籍費等は各自負担とする。

Ⅱ. 定形外訓練

1) 加盟員が地区又は県連又は日本連盟が主催する定型外訓練(研修会含む)に参加する場合、ひとり二千円までの参加費は補助するが、二千円を超える参加費は補助する金額を団委員会で検討し決定する。

11. 交際費

- 1)地区が主催する懇親を目的とした飲食会等の参加費は原則実費の半額を団が補助する。
- 2) 県連盟が主催する懇親を目的とした飲食会等の参加費は実費全額を団が補助する。
- 3) 団を代表して参加する地区・県連・日本連盟が主催する懇親を目的とした飲食会等 参加費は実費全額を団が補助する。
- 4) 団を代表して参加する地域振興団体(福岡市ボーイスカウト振興会など)が 主催する懇親を目的とした飲食会等の参加費は実費全額を団が補助する。
- 5) 他団への慶弔費は慣習の範囲内で団委員長の判断に委ね、団委員会で報告する。
- 6) 前号以外の交際費(県連・地区の物品販売を含む) は団委員会の決議によって 補助の可否を決定する。

12. 指導者活動費の補助金

活動年度末の収支の状況により、団委員会の決議によって、活動費の補助の可否を決定するものとする。

13. 各隊内規の届け出

各隊隊長は下記の事項に関して内規を定め、団委員会に届け出るものとする。

- 1) 各種スカウト書籍の購入に関する内規
 - 例) ボーイ隊では「ボーイスカウトハンドブック」と「スカウト歌集」の購入を必 修とし、購入にあたり各自負担とします。

14. 会計規約

- 1) 各隊・団の会計帳簿・領収書等の資料は団会計が活動年度終了から3年間保管するものとする。
- 2) 育成会の会計帳簿・領収書等の資料は育成会会計が活動年度終了から3年間保管するものとする。

15. 団委員交通費

- 1) 団委員がその役務により活動する場合の交通費を下記の通り定める。
 - ・駐車料金・・・実費
 - ・路線バス、鉄道等による交通費・・・実費
 - ・マイカー交通費(燃料代)補助

20~50KM500円、50KMを超え10KM増毎に150円加算

- 2) 交通費が支給される活動は以下の通りとする。
 - ・各隊への支援業務、下見、団行事に関する活動、その他団委員会が認めたもの
- 3) 団委員交通費は活動内容、経費明細を該当する団委員が団書面またはメールにより団委員会に報告の上精算する。団委員会が保護者らに依頼した業務も同様とする。

16. スカウトクラブ

1) 資格

育成会会長、副会長経験者、団委員経験者、隊指導者経験者、スカウト経験者は本人の希望によりスカウトクラブ会員として登録することができる。

2)役員と組織

名称は、「ボーイスカウト福岡第4 団スカウトクラブ」とする。

- 1.スカウトクラブは育成会長及び会員の互選により、役員を選出し、独立組織として活動を行う。
- 2.スカウトクラブは育成会会則及び日本連盟教育規定に準じた独自の規約を定め、 それに沿って運営する。

3) 事務作業の分担

スカウトクラブの事務作業のうち、以下の各項は団委員会及び育成会の担当者が行う。

- 1.登録業務・・・・登録費等については団委員に準じるものとし、育成会に納入する。
- 2.会計業務・・・・会員の育成会費、その他金員の管理。

4)活動

- 1.スカウトクラブ会員は全ての団行事や団の奉仕活動に参加することができる。
- 2.スカウトクラブ会員は独自な活動を企画することができる。
- 3.スカウトクラブ会員は団委員会および団会議に参席することができる。
- 4.スカウトクラブ会員は団委員に準じたボーイスカウト日本連盟の制服を着用する ことができる。

17. 旅費規程

- 1) 指導者訓練参加のための旅費を下記の通り定め、指導者訓練費として補助する。
 - ①新宮町・太宰府市 ひとり1回500円
 - ②久留米市近郊 ひとり1回1.000円
 - ③北九州近郊 ひとり1回2.000円

対象となる訓練は、定形外訓練、ラウンドテーブル、県連又は地区主宰の研修会とする。

- 2)地区運営、団運営に関する会議等の参加のための旅費を下記の通り定め、旅費として補助する。
 - ①新宮町・太宰府市 ひとり1回500円
 - ②久留米市近郊 ひとり1回1.000円
 - ③北九州近郊 ひとり1回2.000円

対象となる会議は地区協議会総会、地区新年初集会、地区委員会、地区常任委員会、団委員長会同、各種運営委員会とする。

3)補助の申請は各事業終了後30日以内にメール又は文書で団委員長を通じて団会計に申請する。

- 4) 旅費は日頃より節約に努め、同じ行程を同行者のマイカーに同乗するなどした場合は補助の対象から除外する。
- 5) 日本連盟による東宮御所及び首相官邸表敬訪問の旅費を下記の通り補助する。 富士スカウト・・・スカウト1人あたり20.000円
- ※本施行細則は平成20年9月7日より実施する
- ※本施行細則の改訂は団委員会において、団委員の過半数の出席と出席者の3分の2以上の賛成で承認される。
- ·平成21年11月15日一部改正
- · 平成22年3月27日 "
- · 平成 2 2 年 1 0 月 3 日 "
- · 平成23年11月6日#
- · 平成 2 4 年 8 月 2 6 日 "
- · 平成24年9月13日 "
- · 平成24年10月28日 //
- · 平成 2 6 年 1 0 月 2 6 日 "
- · 平成28年6月9日 //
- · 平成 2 9 年 5 月 1 7 日 "
- · 平成30年3月15日 "